

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生道整備推進交付金)について

【制度概要】

地域再生を支援するため、農林業等の振興や都市・物流拠点等との交流促進を目的として、地方公共団体が策定する地方道・農道・林道をパッケージ化した計画に対して、関係府省が連携して助成する制度。年度間での事業量の変更や事業間での融通が可能。
(内閣府 平成17年度に道整備交付金創設、平成28年度から地方創生道整備推進交付金に移行、令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金に移行)

【本制度の適用要件等】

(1) 対象事業

- 市町村道、広域農道、林道について
- ①種類の異なる2以上の事業を実施するもの
- ②各事業が相互に連携して効果を発揮するもの

(2) 地域再生計画の策定

地方公共団体は単独又は共同で地域再生を実現するための事業として対象となる事業を盛り込んだ計画を策定し内閣府に提出。

(3) 交付金の申請・交付

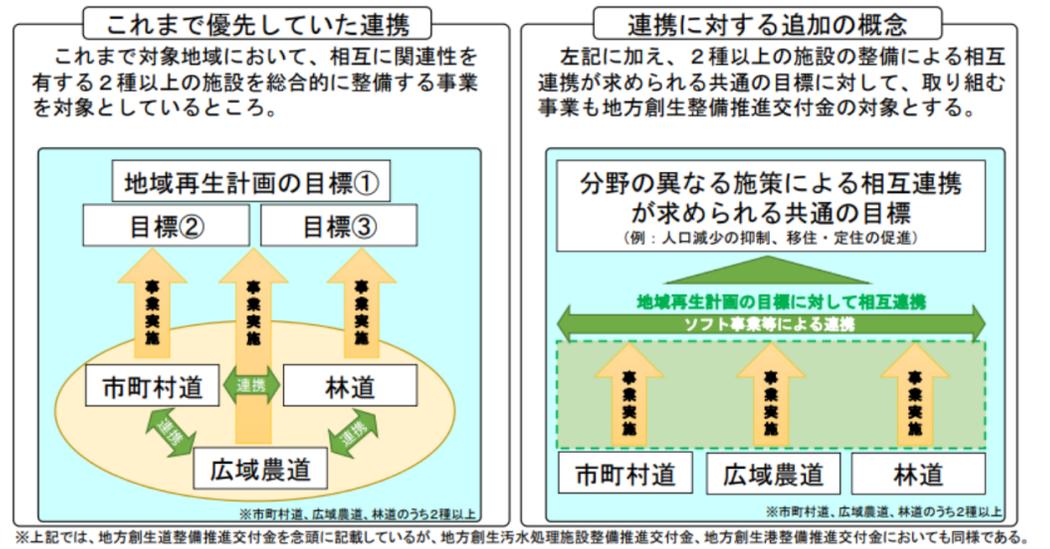
地域再生計画を国が認定した場合、その計画に基づき施設所管省庁が年度毎に地方公共団体からの交付申請に対して交付金を交付
(事務手続き等の窓口は一本化)。

(4) 交付限度額の算定

対象事業ごとに現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき計算した額を合計し算定。

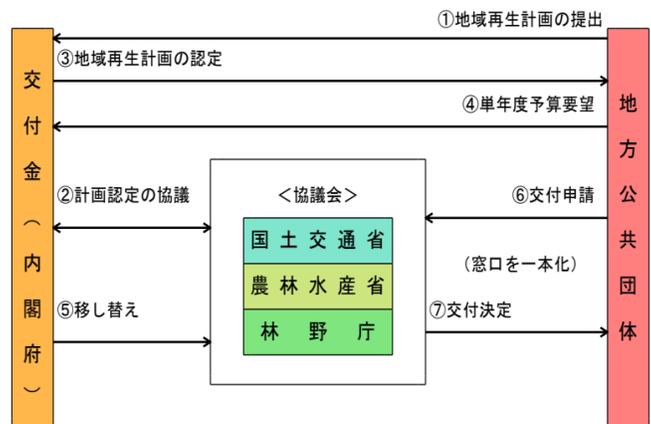
政策間連携の考え方の拡充 (R5年度から)

これまで、個別の施設が相互に連携している計画を優先していたが、今後は、相互連携が求められる共通の目標に対して、取り組む事業も地方創生道整備推進交付金の対象事業とする。



【効果】

- ①市町村道、農道、林道の各事業の連携による事業展開が可能。
- ②交付申請等の窓口を一本化することで事務手続きが簡素化され、地方の事務負担が軽減。
- ③年度途中で、地方の裁量により必要な事業に予算の充当が可能。



茨城県内の状況 地域再生計画(道整備交付金関連)

申請主体	名称	路線名	概要	期間
茨城県 石岡市 土浦市 小美玉市 かすみがうら市	“山・湖・空”豊かな自然環境・観光資源をつなぐ地域再生計画	市道B7557号線(石岡市)外3路線 市道新治I級41号線(土浦市)外1路線 市道羽鳥宿張星線(小美玉市)外3路線 市道⑨0006号線(かすみがうら市)外2路線 林道小幡・中山線(石岡市)	多くの地域資源が点在しているため、それらを幹線道路で結んだ“周遊観光道路”の整備を進め、東京方面はもとより、茨城空港からの集客力を高め、山・湖・空の観光のネットワークを強化し地域の再生を図る。	平成25年度 ～ (29) 平成31年度
茨城県 常陸太田市	「自然」と「歴史・文化」魅力ひたち交流ネットワーク計画	市道0123号線外5路線(常陸太田市) 広域農道県北東部2期地区(茨城県)	既存の県道・市道・広域農道の幹線道路網を活用し、地域内に点在する自然・文化・観光・居住等の主要拠点間の移動円滑化を図ることにより、整備された道路ネットワークを活用した「自然」と「歴史・文化」をはじめとした地域住民相互の交流を促進し、魅力ある地域の再生を図る。	平成27年度 ～ 平成31年度
茨城県 常総市 坂東市	首都圏近郊及び交通インフラを生かした働き・遊び・住み続ける地域創生計画	市道1-0121線(常総市) 市道弓馬田638号線(坂東市)外1路線 広域農道つくば下総地区(茨城県)	道整備交付金を活用して、広域農道つくば下総線や関連市道を整備し、圏央道へのアクセスを向上させ、農産物等の販路拡大、新たな産業展開、観光客の誘致拡大等を図り、持続的に遊び、働き、住み続けられる地域づくり(サステナブルエリア)を目指す。	平成27年度 ～ 平成31年度
茨城県 常陸太田市	幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち常陸太田計画	市道0139号線(常陸太田市) 林道茅根線(常陸太田市)	市道、林道の一体的な整備により、地域の道のネットワークを整備し、観光地へのアクセス改善、日立市との連携強化、市民の通勤通学環境の改善、森林施業の効率化を通じて、定住人口減少の抑制、年間観光客の増、林業の生産性の向上を図る。	平成30年度 ～ (令和4年度) 令和6年度
茨城県 桜川市	“山を越え、まちを結ぶ”Mt.つくば東西交流促進計画	市道M2753号線(桜川市) 北筑波稜線第II工区(桜川市) 林道酒寄線(桜川市)	市道と林道を総合的に整備することにより、両市の道路ネットワークの一体化を図り、年間観光入込客の増加や就業選択の拡大などにより、交流人口の拡大を目指す。さらに間伐等による森林環境整備がより行われ、持続可能な林業活動を目指す。	平成30年度 ～ (令和4年度) 令和6年度
茨城県 高萩市	周遊・通年型観光につなげるプロモーション	市道212号線(高萩市)外4路線 林道小山線(高萩市)	市道と林道に市内観光地や主要施設への観光周遊道路としての役割を付加させ、市街地及び山間地にある「自然」と「歴史」、「文化」に触れる体験型観光施設へ誘導する道路ネットワークの形成のため、両道を一体的に整備するほか、各種体験事業により、観光客の滞在時間を延ばし、交流人口の拡大を図る。	令和2年度 ～ 令和6年度